

年末調整のお知らせ

秋の候、貴社におかれましては、益々御繁栄のことと存じます。
さて、本年も年末調整のシーズンとなりました。つきましては下記の通りご準備の程
よろしくお願い致します。

■ 平成23年分年末調整の改正事項

1. 扶養控除の見直し

年齢16歳未満の扶養親族(以下「年少扶養親族」といいます。)に対する扶養控除が廃止されました。

年齢16歳以上19歳未満の人の扶養控除の上乗せ部分(25万円)が廃止され、これらの人に対する扶養控除の額は38万円とすることとされました。

これに伴い、特定扶養親族の範囲が、年齢19歳以上23歳未満の扶養親族に変更されました。

源泉徴収税額表においては控除対象配偶者、控除対象扶養親族の人数など(扶養親族等の数)に応じて税額を算出することとされました

2. 同居特別障害者加算の特例措置が改組されました。

年少扶養親族に対する扶養が廃止されたことに伴い、居住者の控除対象配偶者又は扶養親族が同居特別障害者である場合に配偶者控除又は扶養控除の額に35万円を加算する措置は、同居特別障害者に対する障害者控除の額を1人につき75万円(特別障害者である場合の障害者控除額40万円に35万円を加算した額)とする制度に改められました

【1】 準備して頂くもの

◆ 源泉徴収簿(給与台帳)

◆ 扶養控除等(異動)申告書

控除対象になるのは

給料の場合・・・年間収入 103万円以下

公的年金の場合・・・年間収入 108万円以下(65才以上の人は158万円以下)

◆ 保険料控除申告書

10、11月頃に保険会社から『**保険料控除証明書**』社会保険庁から『**国民年金保険料控除証明書**』が送付されますので控除申告書と一緒に提出して下さい。

◆ 平成23年分住宅取得特別控除申告書

税務署から送付されたものに、住所、氏名、押印をして下さい。

◆ 住宅取得資金に係る借入金の残高等証明書

『金融機関発行』のものをご用意下さい。

○ 保険料控除証明書の書き方

あなたが保険料を支払っている保険についてご記入下さい。

また、家族の方の保険で、実際に保険料を支払っているのがあなたである場合もご記入下さい。

控除額の計算等は、分からなければご記入は不要です。

保険会社、種類、支払期間、保険料の金額等は必ずご記入下さい。

保険の証明書には、**一般の生命保険料、個人年金保険料、地震保険料**とそれぞれ控除がありますので、ご確認下さい。

○ 配偶者特別控除申告書

配偶者の方の年間収入が103万円以上141万円未満の方が該当します。

103万円未満の場合、配偶者特別控除の適用はありません。

○ 配偶者特別控除申告書の書き方

◆ 本年中に、配偶者の方が収入した金額がある場合、裏面の配偶者の合計所得金額の収入金額等a欄に収入金額をご記入下さい。収入金額がない場合にも0円とご記入下さい。

◆ 本年中に中途入社された従業員の方で、本年中に前職がある方は、前の職場で**源泉徴収票**を発行してもらって下さい。

○ 住宅取得特別控除申告書

平成23年中に家を建てられた方は、確定申告にて控除が受けられます。

平成22年以前に家を建てられ、確定申告を済まされている方

【2】 調整して頂くこと

◆ 年末の賞与の額をなるべく早目に決定して下さい

◆ 12月分の給与については、5日程度締日を早めて下さい

【3】 その他

償却資産申告書、その他の税務署、市役所等の書類があれば監査担当者にお渡し下さい。

保険料申告書と配偶者特別控除申告書は、12月監査時まで回収しますので、よろしくお願い致します。

ご不明な点は、ご遠慮なく監査担当者までお問い合わせ下さい

余分な税金を納めない為にも正確に記入して、ご提出下さい。よろしくお願い致します。